申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		商工会の設立の認可（一の市町村の区域をその地区とする商工会に係るものに限る。）
根拠法令及び条項		商工会法第２４条
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	商工会法第２３条第２項
	基準（未設定の場合はその理由）	（設立の認可） 第２３条　発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。 ２　経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。 ⑴　設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 ⑵　第１３条本文に規定する者の２分の１以上が会員となるものであること。 ⑶　その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 ⑷　その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 ⑸　設立しようとする商工会が第７条第２項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。 ３　経済産業大臣は、第１項の認可（第７条第２項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
	参考事項	昭和３５年中小企業庁長官通達（昭和３５年６月３０日付け３５付け３５企庁第１０２６号）「商工会の設立認可基準について」
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	１４日
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）